

第502回（定例）福崎町議会会議録

令和4年3月28日（月）  
午前9時30分開議

○令和4年3月28日、第502回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

第 1 総括質疑  
第 2 委員長報告・質疑  
第 3 開会中の所管事務調査報告  
第 4 討論・採決  
追加日程 追加議案の上程、討論・採決  
第 5 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑  
第 2 委員長報告・質疑  
第 3 開会中の所管事務調査報告  
第 4 討論・採決  
追加日程 追加議案の上程、討論・採決  
第 5 閉会中の継続調査申出

## 開 議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は14名でございます。  
定足数に達しております。  
それでは、これより本日の日程に入ります。  
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

### 日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。  
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、  
質疑をしていただきますようお願いいたします。  
総括質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

### 日程第2 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。  
3月8日の本会議2日目において、議案21件がそれぞれの委員会に付託され、  
慎重審議がなされて議長宛てに審査報告書が提出されております。  
各委員会から、その審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質  
疑を受けてまいります。  
まず、予算審査特別委員長の報告を求めます。  
事務局に審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に説明を求めます。  
予算審査特別委員会、竹本委員長。

竹本予算審査 皆さん、おはようございます。予算審査特別委員会の報告をさせていただきます  
特別委員長 す。

本定例会2日目、3月8日に設置されました予算審査特別委員会の委員長に私、  
竹本繁夫、副委員長に松岡秀人議員が選出されました。予算審査特別委員会に付  
託されました議案は7件で、3月10日、11日、14日の3日間にわたり慎重  
に審査を行いました。

なお、3月14日には、令和4年度事業として計画されているエルデホールの  
照明設備改修工事、福崎浄化センターの公園施設整備工事、八千種自然活用村の  
施設改修工事及び川すそ雨水幹線の雨水排水施設整備工事(その12)、同工事  
に係る県営水道管移設工事の4か所について現地を視察しました。

審査につきましては、先ほど事務局朗読のとおりであります。なお、予算審査  
特別委員会委員は議長を除く全議員でありますから、質問や答弁についてはご承  
知のことと存じますので、特に報告すべきものに絞って報告させていただきます。

最初に、議案第16号、令和4年度福崎町一般会計予算の概要説明を受けまし

た。

委員から、「令和4年度の町税は7.8%の増収と見込んでいるが、ロシアとウクライナの戦争による貿易の影響、またコロナ禍の影響はどうか。」との質疑に対し「総務省が示す地方財政対策の数値を基礎として算出しますが、戦争の影響は考慮されていないと思われます。年度末の状況に応じ、予算を割り込む場合は減収補填債という制度もあります。コロナ禍の影響については、景気の持ち直しが見込まれること、町内企業の聞き取りではコロナの影響を受ける業種が比較的少ないなどから増収を見込んでいます。」との答弁がありました。「今後、しっかりとした財政運営をお願いします。」との意見がありました。

また、「介護施設等の処遇改善が国で言われている。補助金や交付税対応になっているのか。老人ホームはどうか。」との問いに対し「介護施設等の処遇改善については、令和4年9月まで補助金があります。10月以降は給付費の中で対応となります。老人ホームはこのたびの処遇改善の対象外ですが、業務内容が介護職員と類似していることから適切に改善するように、財源は交付税で措置されるところであり、県内の老人ホームの状況も踏まえて検討したいと考えます。」と答弁がありました。

歳出においては、「総務費で自治会新型コロナウイルス感染症防止対策支援事業補助金の内容と自治会への通知はあるのか。」との質疑に対し「コロナ禍が長期化する中、自治会の集会所利用時等における感染防止対策を行う自治会に対し、必要な経費を支援するものです。マスクや消毒液などの消耗品、エアコン等が対象で、4月の区長会で説明する予定です。」との答弁がありました。

農林水産業費では、委員から「50年近く取り組まれた営農対策推進協議会が廃止の方向になって、どのぐらい予算が削減されたのか。農業への影響はどうか。」との質疑に対し「営農対策推進協議会の予算で増となったのは3事業で17万円、減となったのは15事業で317万円です。一方、農業振興費へ78万3,000円を移管しています。これまでの実績と令和4年度の事業内容から予算計上しており、農業振興費の面ではほとんど弊害はないと考えています。」との答弁がありました。

また、「野生動物防護柵設置について、地元集落からバッファゾーンの整備と防護柵設置の順序について苦情が出ている。」との意見に対し「防護柵の設置等の対策をしてもなお、動物の被害がある場合にバッファゾーンの事業が採択されるのが基本になります。」との答弁があり、「地元集落とよく調整してもらい。」との要望がありました。

商工費では、「西部工業団地の拡張構想について、どのような選択肢を持っているのか。」との問いに対し「周辺市町と同等の分譲単価でどれくらいの分譲面積が取れるのか幅広く検討していきたい。調査検討の結果、うまく収まらなければこのエリアで工業団地造成は難しいと判断せざるを得ないと考えています。」との答弁がありました。

また、「観光アプリ運営保守委託料は毎年発生する費用か、令和4年度に特別に発生する費用か。」との問いに「今動いている「ふくなび」の保守料が約60万円、さらに令和4年度は妖怪を探すミステリーフォトラリーの開発を予定しています。」との答弁がありました。

「成人年齢が20歳から18歳に引き下げられるが、高校卒業後の18歳でクレジットカード等を勝手に作られるようになることに対する啓発はしているのか。」との問いに「令和4年4月1日から18歳で親の同意がなくても自分名義のクレジットカードが作れたりローンが組めたりできるようになります。2月に

町内の高校生や大学生に成人年齢引き下げの事前通知や消費者庁が作成した消費者トラブル被害防止のチラシを活用して啓発を行っています。4月以降も若者も含めて、悪質な契約の勧誘などトラブルの未然防止にさらに努めてまいります。」との答弁がありました。

土木費では、「JR福崎駅バリアフリー化事業の全体計画、時期は。」との質疑に対し「町は事業費の6分の1を負担します。令和3年度当初予算3,890万円のうち、令和3年度実績見込みの500万円を残し、3,390万円を減額補正、新たに令和4年度予算で4,000万円を計上しており、合計で4,500万円です。現在、土木工事の前処理を行っており、本体工事は令和4年6月着工し、令和4年度内に完成とJRから聞いています。」との答弁がありました。

教育費では、「英語・漢字検定料援助では、今回、漢字検定を足したのは何か声があったのか。」との問いに対し「令和2年度の英検受検率は44%、3年度は36%で受検数が伸びなかったことを受け、教育委員会として、家庭の経済格差を学力の格差につなげないという視点から、対象について就学援助の受給家庭とし、中学3年生のみであったところを1年生から3年生までに、さらに英検受検料年間1回の補助であったところを、学校から要望があった漢字検定の検定料年間1回も対象に加えて予算化しているものです。」との答弁がありました。委員から「費用面で親に言い出しにくい生徒でも補助があることで受検したいと親に言い出す後押しになっているとも聞くので、この援助は続けていただきたい。」との意見がありました。

続いて、議案第17号、令和4年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についての概要説明を受けました。

委員から、「税の均等割で未就学児の均等割が2分の1ということで、均等割をなくしてほしいと言ってきたことからみて一步前進だと思うが、将来的な考え方は。」との問いに対し「このたび、市町村から国への要望の一部が実現しました。今後もしっかりと要望していきます。」との答弁がありました。

また、「コンビニ納付の利用はどのくらいか。」との問いに対し「令和3年度は2月末現在で2,176件です。」との答弁がありました。

続いて、議案第18号、令和4年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について議案説明を受けました。

委員から、「10月から窓口負担が1割から2割に変わるが、福崎町で該当する人数は。また、医療給付費の見込みは7%アップとなっているが、患者負担の窓口払いが増えることを見込んでもおおアップになるということか。」との質疑に対し「広域連合の予測を当てはめると人数は約620人です。医療給付費は窓口払いが増えることも見込んでいます。」との答弁がありました。

続いて、議案第19号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計予算についての概要説明を受けました。

委員から、「介護保険運営協議会委員を広報ふくさきで公募していたが、40歳から70歳未満の町内の人となっていた。上限を設けた理由は。」との問いに対し「町として各種の審議会委員の年齢制限を設けています。」との答弁がありました。「100歳時代と言われる中で70歳はまだまだ現役である。介護保険の当事者になれるような方を入れたほうが意見の反映ができると思いますので、検討いただきたい。」との要望がありました。

また、「介護予防・生活支援サービス事業費における、健やかクラブ、おひさまクラブなどの委託料があるが委託先は。」との問いに対し「社会福祉協議会や一般の通所介護施設に委託して介護予防事業を事業を実施しています。」との答

弁がありました。

「介護保険制度の給付見込み額に対する国からの調整交付金は基本的に5%であるが、福崎町は3.75%と低い。何とかならないのか。」との問いに対し「福崎町は、1号被保険者の年齢構成について、65歳以上の方が全国平均より若干低くなっていること、介護保険料の段階が第1段階から第10段階までであるが、全国平均と比べて1から4まで少なく、5が標準で6以上が若干多くなっていることから5%より低くなっています。」との答弁がありました。

続いて、議案第20号、令和4年度福崎町水道事業会計予算についての概要説明を受けました。

委員から、「井ノ口水源地濁度計の更新工事が予算化されているが、井ノ口水源地の現状は。」との質疑に対し「井ノ口水源地は全体の2割程度の配水を行っています。今後も維持管理費用をかけていくのか、県水への移行も視野に入れて現在検討しています。」との答弁があり、「北浦地区からミネラルを含む地下水が井ノ口水源地に流入しているという話を聞くので活用してほしい。」との意見がありました。

また、「水道ビジョンで令和5年度まで検討期間とされている業務継続計画の策定はどう進めているのか。」との問いに対し「新型コロナウイルス感染症の関係もあり、現在、水道事業の業務継続計画の検討をしています。施設管理を民間に管理委託しており、役場内に罹患者が出たときでも安定的に供給できる体制をつくっていくこと、罹患した職員の割合に応じて業務の優先順位を規定することなど、業務を停滞しないように対応する検討を進めています。」との答弁がありました。

続いて、議案第21号、令和4年度福崎町工業用水道事業会計予算についての概要説明を受けました。

委員から「七種川水管橋の耐震診断ということだが、耐用年数、現状、補助は。」との問いに対し「昭和54年の設置から40年経過しており、耐用年数は過ぎていていると考えています。令和3年度に簡易診断を行い、水管橋自体の減肉が進んでいるため、詳細診断の予算を計上しています。耐震詳細診断には補助はなく、工事については今後の状況により補助が変わります。」との答弁がありました。

また、「水管橋の肉厚が薄くなっているということだが、他市町で水管橋が破裂し送水できなくなって市民生活に影響が出たニュースがあったと思う。水管橋に何かあった場合どういった被害が起きるか。」との問いに対し「和歌山県の事故等を踏まえて調査をしたものですが、工水については、この水管橋を通る送水管は1本のみで、ここが破損すると全滅となります。」との答弁がありました。「そうであれば、しっかり点検して事故が起こらないようお願いする。」との意見がありました。

続いて、議案第22号、令和4年度福崎町下水道事業会計予算について概要説明を受けました。

複数の委員から、「川すそ雨水幹線工事の施工方法」について質疑があり、「今やっている川すそ雨水幹線工事（その11）を9月頃に終わり、その後（その12）に着工、何メートルかずつ移動しながら片側通行でできるだけ車の支障にならないように進めます。矢板は（その9）で実施した圧入ではなく、開削工法で予定しており、着工後に工法を変更する可能性は少ないと考えています。」との答弁がありました。

また、「投資財政計画で10か年の経営戦略を定めているが、現在どう変わっ

てきているのか。」との質疑があり、「繰入金が計画と比べ1億円以上少なくなっています。」との答弁がありました。「その関係で今回一般会計から繰入金を8,000万円余り減らすことになったと思うが、一方で令和5年度には下水道料金の値上げを検討する審議会を開催するということと関係はないのか。」との問いに「内部留保が積み上がらないような繰り入れ、繰り出しができていなかったものであり、内部留保と料金の値上げは関係ありません。」との答弁がありました。

以上の7議案について審査の結果、議案第16号から議案第22号までの全議案について、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

最後に、委員各位には、ご精励を賜り、審査の結果、適正妥当な結論を得ましたことを厚く御礼申し上げます。

以上で予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長 予算審査特別委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終結します。

次、総務文教常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、河嶋委員長。

河嶋総務文教 総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について報告いたします。

常任委員長 委員会を3月15日に開催し、付託されました議案第3号から第7号及び議案第11号の6件について慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては事務局朗読のとおり、いずれの議案も原案どおり可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。これより補足説明をいたします。

議案第3号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、管理職員特別勤務手当の新設及び人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定であります。委員から「特別勤務手当が県下の町の平均より低いので平均額で定めるべき。」との意見がありました。

議案第4号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定で、議案第3号と同様であります。

次に、議案第5号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則改正を受け、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和及び育児休業をしやすい勤務環境整備を義務づけるもので、委員から、男性職員の取得を含め育児休業を取りやすい環境づくりや、さらなる周知を求める意見がありました。

次に、議案第6号、福崎町課設置条例の一部を改正する条例については、健康福祉課の業務が多岐にわたることなどから、福祉課とほけん年金課に分け、業務管理の平準化を図るものです。委員から「適切な人員配置や課ごとの連携に留意してほしい。」との意見がありました。

次に、議案第7号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、上位法令の改正に伴う改正で、委員からは、対象者数や金額の質疑がありました。

次に、議案第11号、令和3年度福崎町一般会計補正予算(第8号)について

は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ5億1,200万円を追加し、補正後の予算の総額を97億2,190万円とするものであります。委員から、老人ホーム、非常備消防団員退職報償金、ふるさと納税、農業振興、施設長寿命化の資源向上支払交付金、姫路市消防局事務委託料、小中学校トイレ改修工事費など、それぞれ減額補正となることについて質疑がありました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。  
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。  
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の報告をさせていただきます。

常任委員長 委員会に付託された議案第8号をはじめ8件について、3月8日委員会を開催し、町長、副町長、公営企業管理者、技監及び担当課長などの出席を求めて慎重に審査し、付託された全議案は全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。審査の中の要旨を幾つか紹介して報告とさせていただきます。

議案第8号は、福崎町消防団員等の公務災害補償条例の改正で、これは法改正に伴うものであります。

議案第9号は、福崎町福祉医療費の助成条例の改正で、現在の15歳までの医療費助成の対象を18歳に達する日以降の最初の3月31日まで拡大するもので、所得制限はありません。福崎町に住民票があることが条件で、対象は約560人、費用は令和4年度は1,090万円、年間レベルでは1,600万円程度が見込まれるとのことであります。

議案第10号は、公営企業の設置等に関する条例の改正であります。第1は、東部工業団地の造成工事が完了したため、工業団地整備室を廃止するものであります。この事業の費用を含む経過について、資料報告を求めて質疑をいたしました。配付しておりますので参考にしてください。第2は、公共下水道の事業規模を福崎町第5次総合計画に沿い、令和元年度に見直した全体計画との整合を図るものであります。接続率の向上に努力を求めます。

議案第12号は、国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)で、11月までの実績により計算がされております。

議案第13号は、福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)、議案第14号は、福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第15号は、福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)で、それぞれ実績に伴い、年度末を見越した補正であります。特に大きな議論はありませんでした。

議案第23号は、福崎町道路線の廃止で、ほ場整備工事に関するもので、新たな認定は換地後になるとのことであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

議 長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。  
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたし

ます。

### 日程第3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。  
委員会の活動について、委員長に報告を求めます。  
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の開会中の活動について報告させていただきます。  
常任委員長 協議事項として、公害防止協定に基づく2件の協議がありました。株式会社  
マンダム及び株式会社デービー精工からで、内容は資料のとおりであります。質  
疑の後、全員賛成で了承することといたしました。

次に、各課からの報告であります。

上下水道課からは、東部工業団地事業のまとめの報告。先ほど述べたとおりで  
あります。

住民生活課からは、公害防止協定に基づく報告事項で、株式会社トッパンパッ  
ケージプロダクツの酢酸エチル流出事故の最終報告がありました。ほかに、福伸  
電機株式会社からの報告であります。

健康福祉課からは、文珠荘ライトアップの施工業者を3業者に分割することに  
変更しての随意契約をすとの報告がありました。

地域振興課からは、株式会社ツボサカ精工の操業開始の件、観光大使の選任、  
民俗辻広場まつりの中止などであります。

まちづくり課からは、開発事業に係る農地転用の件についての報告がありまし  
た。

それぞれ資料を添付しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたし  
ます。ありがとうございました。

議 長 次、議会運営委員会、前川委員長。

前川議会運営委員長 議会運営委員会から議会開会中の継続調査について報告をさせていた  
します。

委員会は3月8日、3月24日に開催いたしました。調査の結果報告につきま  
しては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、主な事項について  
説明をさせていただきます。

まず、3月8日の委員会です。3月4日に開催された全員協議会にて議論とな  
ったロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議案について協議し、議会運営委  
員会からの提案として、3月8日の本会議2日目に追加議案として上程し、委員  
会付託を省略して本会議即決とすることを確認いたしました。

次に、3月24日の委員会です。町長から提案されている議案第6号、福崎町  
課設置条例の一部を改正する条例を受け、民生まちづくり常任委員会の所管を変  
更する福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について協議し、議会運営委  
員会からの提案として、3月28日の本会議5日目に追加議案として上程し、委  
員会付託を省略し本会議即決とすることを確認いたしました。

以上、議会運営委員会から開会中の継続調査報告を終わります。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

### 日程第4 討論・採決

議 長 日程第4は、討論・採決であります。

それでは、議案第3号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第3号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議長 起立全員であります。  
よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第4号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第4号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議長 起立全員であります。  
よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第5号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第5号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議長 起立全員であります。  
よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第6号、福崎町課設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第6号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第7号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第8号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第9号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第10号、福崎町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第10号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議長 起立全員であります。  
よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第11号、令和3年度福崎町一般会計補正予算(第8号)についての討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第11号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議長 起立全員であります。  
よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第12号、令和3年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第12号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議長 起立全員であります。  
よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第13号、令和3年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第13号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、

原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第14号、令和3年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第15号、令和3年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第16号、令和4年度福崎町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第17号、令和4年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第17号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第18号、令和4年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第18号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第19号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第19号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第20号、令和4年度福崎町水道事業会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第20号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第21号、令和4年度福崎町工業用水道事業会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第21号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第21号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第22号、令和4年度福崎町下水道事業会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第22号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第22号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第23号、福崎町道路線の廃止についての討論を行います。  
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第23号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第23号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
暫時休憩をしたいと思います。  
再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時43分

◇

追加日程 追加議案の上程、討論・採決

議 長 会議を再開いたします。  
この際、お諮りいたします。  
議事日程の追加でございます。  
先日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところでありますが、先ほど可決されました議案第6号、福崎町課設置条例の一部を改正する条例についてに関連して、発議第1号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、発議第1号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。  
資料配付のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

◇

議 長 会議を再開いたします。  
発議第1号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、詳細なる説明を議会運営委員会、前川委員長に求めます。

前川議会運営委員長 発議第1号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案の理由を説明申し上げます。

今回提案いたしますのは、今議会において、福崎町課設置条例の一部を改正する条例が可決され、健康福祉課を福祉課とほけん年金課に分割、令和4年4月1日から施行することとなったため、委員会条例の一部を改正するものであります。

その内容は、委員会条例の第2条第2号、民生まちづくり常任委員会の所管事項のうち、健康福祉課の所管に関する事項を福祉課の所管に関する事項及びほけん年金課の所管に関する事項に改めるものであります。

なお、この条例の施行日は、福崎町課設置条例の一部を改正する条例と合わせ、令和4年4月1日とします。

以上、発議第1号の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、ご理解を賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。  
これから議案に対する質疑に入ります。  
発議第1号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。  
ここでお諮りいたします。  
ただいま上程中の議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、

委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、本会議において即決することに決定いたしました。  
それでは、発議第1号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、  
討論を行います。  
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、発議第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第6 閉会中の継続調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。  
各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されております。  
それぞれ申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。  
以上で、第502回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。  
よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
第502回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。  
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。  
今定例会は、3月4日に招集され、本日までの25日間にわたる本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。  
令和4年度当初予算をはじめ、本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。  
また、議事の運営につきましても、格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
この間、理事者の皆様には、資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において各議員から述べられました意見・要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

閉会に当たりまして、町長からご挨拶をいただきたいと思っております。

町 長 第502回福崎町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。  
本定例会は、3月4日に招集され、本日までの25日間という会期でありました。

今年に入り発出されておりました「まん延防止等重点措置」は、3月21日に解除されました。しかし、感染者数は減少傾向にあるとはいえ、まだまだ完全に安心できる状況ではありません。引き続き、基本的な感染予防対策を呼びかけてまいります。

今回、コロナウイルスの感染が世界的にも終息していない状況の中で、ロシアがウクライナに侵攻をいたしました。このような暴挙が許されてよいはずはありません。早速、福崎町議会においても、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議を採択していただきましたが、敬意を表するものであります。

このことにより世界の社会経済情勢は、より混沌とし、先が見通せない状況になってきています。何はともあれ、ロシアはウクライナへの侵攻をやめ、軍隊を自国に戻さなければなりません。国連の真価が問われていると思います。

さて、今議会では各会計の予算、課設置条例の改正、給与条例の改正など、重要な議案を数多く提案させていただきましたが、慎重にご審議をいただき、提案いたしました議案全てにご賛同していただきましたことを大変うれしく思っております。ご審議の中でいただきましたご意見はしっかりと受けとめ、施策の実現に向けて努力をしております。本当にありがとうございました。

桜のつぼみがほころびかけています。春が近づき好季節となってきましたが、まだ気温の寒暖の差が大きいこの頃であります。議員の皆様におかれましては、どうか健康には十分留意をされ、公私にわたってご活躍されますことを祈念申し上げます。ありがとうございます。

議 長 以上をもちまして、第502回福崎町議会定例会を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

閉会 午前10時56分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和4年5月

福崎町議会議長 城 谷 英 之

福崎町議会議員 富 田 昭 市

福崎町議会議員 小 林 博